

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1012	地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において行われる地方競馬に係る構造改革特別区域計画について、次の要件のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る構造改革特別区域計画に基づき行われる地方競馬において、七重勝単勝式勝馬投票法を実施できるものとする。</p> <p>1. 申請日の前月以前1年間の全ての競馬の開催日において、五重勝単勝式勝馬投票法を実施していること。(やむを得ない事情により実施できなかった場合を除く。)</p> <p>2. 上記期間内に実施された五重勝単勝式勝馬投票法に係る勝馬の的中割合を七重勝単勝式勝馬投票法に換算した値が、当該期間内に実施された中央競馬又は地方競馬の各競走における出走頭数のうち最大のものを基に算出した五重勝単勝式勝馬投票法に係る勝馬の的中割合以上であること。</p>	全部	競馬主催者が実施する勝馬投票法の種別に関する規定に七重勝単勝式勝馬投票法を追加することにより、全国展開を行う。	競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令(平成26年農林水産省令第11号)	平成26年4月1日施行(措置済)	農林水産省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1147・ 1225	特定水力発電事業	<p>特定水力発電事業について、以下の特例等の規定を適用する。</p> <p>1. 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。</p> <p>2. 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第36条第1項から第4項までの規定にかかわらず、法第31条に規定する協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。</p> <p>3. 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条又は第26条第1項の許可の申請があったときは、同法第38条の規定にかかわらず、協議会を構成する者であって当該協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。</p> <p>4. 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第79条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。</p> <p>5. 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があったときは、電気事業法第103条第1項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。</p> <p>6. 河川管理者は、水利使用に関する河川法第23条等の許可の申請に係る標準処理期間を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。</p>	全部	<p>河川法（以下「法」という。）第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水等のみを利用した発電（従属発電）については、許可に代えて、登録で足りることとした。</p> <p>水利使用の登録及び登録の対象となる流水の占用に係る法第24条及び第26条第1項の許可については、関係行政機関の長との協議（法第35条）、関係地方公共団体の長の意見聴取（法第36条）、関係河川使用者への通知（法第38条）、国土交通大臣の認可又は同意付き協議（法第79条）の手続を不要とすることとした。</p> <p>標準処理期間については、地方整備局長等が行う水利使用の許可の処理については従来5ヶ月を目安とされていたところであるが、法第23条の2の登録のみの処理については1ヶ月を目安とすることとした。</p>	河川法第23条から第23条の4 まで、第35条、第36条、第 38条及び第79条	平成25年12 月11日施行 （措置済）	国土交通省